

コンプライアンス基本方針

健全で適切な法人経営を実現するため、業務遂行上、コンプライアンスが最優先されることを認識し基本方針を定める。

○責任・体制の明確化(コンプライアンス規程に詳細を記述)

- ・コンプライアンスに関する推進、対策の最高責任者兼統括責任者は理事長とする。コンプライアンス推進責任者は事務局長とする。
- ・必要に応じ、最高責任者兼統括責任者は評議員会、理事会にコンプライアンスの状況を報告する。

○コンプライアンス規程の制定・遵守と公開

上記の責任体制やコンプライアンスの具体的推進事項について「コンプライアンス規程」により規定する。

○法人・役職員の行動規範として「倫理規程」を公開し遵守する。

役職員は倫理規程にもとづき行動する。「倫理規程」には以下の事項を定め公開する。

- ・社会的責任、社会的信用の維持
- ・法令等の遵守、規定遵守の監視
- ・私的利益の禁止、利益相反の防止および開示
- ・情報開示および説明責任。守秘義務・個人情報の保護
- ・知的財産権の尊重
- ・社会的勢力への対応
- ・研鑽

○コンプライアンスの推進方法と内容

- ・原則として常勤役員・職員の全員が参加するコンプライアンス推進会議を定期的に開催し、役職員に対する教育を推進する。
- ・コンプライアンス推進会議では監査状況を共有する。
- ・不正事案発生時には調査委員会等により実態を解明し再発防止策を決定する。

○通報窓口

- ・役職員は、コンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス推進責任者に報告する。外部からの通報を受けた場合も同様とする。
- ・コンプライアンス推進責任者は、通報等でコンプライアンス違反行為またはおそれがある

る行為を知ったときは、直ちに最高責任者兼統括責任者に報告する。最高責任者兼統括責任者は事実関係の調査および今後の対応方針を検討するための指示をする。

- 役職員は、コンプライアンス推進責任者を經由することができないときは、最高責任者兼統括責任者に直接、第1報の報告ができる。

以上